

## 門脇重綾の『神国考』について

國學院大學神道文化学部助教授

武田秀章

### はじめに

本稿で紹介する『神国考』は（鳥取県境港市、門脇幸夫所蔵）は、幕末維新期の神職・国学者にしてのち明治神祇官の幹部となつた門脇重綾の遺稿である。

門脇重綾（文政九年（一八二六）—明治五年（一八七二））は、伯耆国会見郡、日御崎神社の社家に生まれ、長じて飯田年平から国学を学んだ。やがて鳥取藩に登用され、とりわけ元治期以降は、周旋方として京都政局に身をもつて参画した。維新後は、新政府に出仕し、行政官弁事、彈正大忠等を経て、神祇大祐へと転じ、津和野藩出身者の福羽美静と相携えて、近代の皇室祭祀制度・神祇制度形成、国民教化体制再編を主導した。このように重綾は、社家出身の志士・国学者であると共に、維新の神祇行政を主導した「神祇官僚」でもあつた。

そうした重綾の、いわば「若書き」たる著作が、本書『神国考』にほかならない。『神国考』は奥付を欠くが、扉に「門脇重綾遺稿」の注記があり、その内容から見て、重綾の維新以前における著作であると推測することができる。『神国考』は、その書名の如く、わが国が神国たる意義を語ると共に、その神国の大任たる神職の使命と、その

綱紀肅清のための「制度」形成の必要を説くものである。そこでは、維新政府の神祇行政担当者が、維新前において、いかなる国体觀・神社觀・神職觀を抱いていたのかということを、端的に窺うことができる。本書が、明治維新と国学の関連を見る上においても、神祇行政の当事者の思想を窺う上においても、逸することのできない好資料たる所以である。

以下、ここでは、『神國考』の内容と特色について、いささか概観してゆきたい。

## 一、神國觀・国體觀

### (1) 神國・武国の原則とその変容

『神國考』は、まず日本が「神國」と称されるに至った所以から説き起<sup>こ</sup>される。『日本書紀』によれば、そもそも神國の呼称は、自称ではなく他称であり（「夫吾国を神國と称するは、自ら矜倣て名けたるには非ず」）、わが国の尚武の気風・土氣の高さを、諸外国が、畏怖する余りの呼称であつた（「是、外夷等、吾國を恐怖して神國と称する所以なり」）。

かくして海外からも畏れられた「神國」の「武威」こそ、わが国の立国の根本にほかならない。天祖の草薙の剣の授与こそは、天皇が「武」をもつて天下を治めるべき原則を、はつきりと示したのであつた。天祖の遺訓は、天皇が、草薙の剣に発する「神武」の武威をも用いて、国家を統治することにあつたのである。

しかし中世以降、天下の大勢は一変し、朝廷は没落を余儀なくされた。朝廷衰微の原因の一班は、朝廷自らが、重大な「武權」を武門に委ね、自ら「武」の担い手たることを放棄したところにあつた（「さる故は、掛まくも畏き万乘天子、神武の本を忘たまひ、武を斥し文を重したまふか故なり」）。

かくして武権を独占した武門は、武の力によつて国家統治の機能を実質的に占有するに至つた。武の原則を失つた朝廷・公家の威信は、もはや失墜の一途を辿るのみであつたのである（「乱世より以還、天下の人民、武人を見る時は竜虎の如く懼れ、公卿を見る時は蟻蟻の如く軽すなり」）。

## 二、神職の綱紀確立と「法令格式」制定

### （1）神職の使命——「幽冥」奉仕——

武の綱紀を失つた朝廷の弱体化と軌を一にして、神社・神職も、衰微の一途を辿つた（「故に神職の徒、蟻蟻の如く輕むせられ、乞盜の類に比せられる。是公家の武家におけると神職の世俗に於ると、其論一轍なり」）。武の自己規律を失つた神職の士氣は甚だしく低下し、「巫祝」「乞盜の類」と同視される賤業的 existenceへと墮していくのである。

そもそも神職の使命とは、顯露（天皇中心の政治秩序）の国体を、幽冥への奉仕（天神地祇・祖靈への祭祀）によつて支えることであつた。神職の綱紀を肅正し、その本来の公的使命の担い手としての再編を図るために、重綾は、神社・神職に対する「法令格式」整備の課題を提起してゆく。

### （2）「法令格式」による神職の綱紀確立

「法」とは、すなわち公的祭式制度形成の課題にほかならない（「法とは神事の儀式職中の進展作法なり」）。祭式が混乱を極めているが故に、神社からは敬神の威儀が失われ、祭神は亡滅したも同様の惨状を呈していた（「今此法みたりなるゆえに諸社の祭祀斎場の行儀蕭然として敬神の威儀なく神はまことに亡かことし」）。故に、全国一律の祭式作法を制定し、

神社の威儀を早急に回復しなければならない。ここでは、維新後に実現した公的祭祀制度・祭式制度形成への課題が、遙かに展望されているといつてよいであろう。

「令」とは、神職の官位・階位身分である。「令」を乱す元凶として指弾されるのは、おそらくは金次第の「吉田官」の濫発と、それが神職に齎す種々の弊害であった。こうした現状を正すために、「冠帽装束行裝機械の等級」整備による、神職身分の秩序化が要請されるのである。

「格」とは、諸身分の中における神職の「社会的格式」を正すということであろう（「格とは時に臨て混乱ながらしむるの制なり」）。これによれば、神職は、帶刀を許されているにもかかわらず、実際には「士」にも「庶」にも属しない「鶴的身分」のまま放置されてきた。神職身分の待遇を確定して、その社会的地位向上を図るべし、というのが、重綴の本意であろう。

「律」とは、「法令格式に乖たる罪をたたず懲罰」、すなわち秩序を担保する罰則・懲戒規程のことである。近世における諸身分には、必ずその職分に伴う罰則があった。「神職の徒ひとり此綱紀なし」という状況が、とりもなおさず神職の堕落と放埒を齎している、というのが、重綴の現状認識だったのである。

### （3）学問

法令格式による綱紀確立と共に、神職がぜひとも行わなければならないのは、自らを陶冶する学問の営みにはかならない。前述したように、神職の公的使命は、顯露の天皇中心の政治秩序を、幽冥（祭祀）によって、いわばその背後から担うことであつた（職道の大本は上に所謂幽冥事にて、恐らくは 天子の政道に対する大業なり。いかもそ学はすして道をえむ）。

このことに対する自覚と認識は、古典を修め、わが国体のよつてきたる所以を学ぶことによつてのみ培うことがで

きる。しかし誰もが学問に精通することは困難である以上、やはり法令格式の強制力を用いて神職の綱紀肅清を図ることの已むを得ざる所以もまた、併せて言及されている。

## おわりに

以上、本稿では門脇重綾『神国考』の概要を辿り、その特徴を検討してきた。重綾の、日本を武国とする国体觀、また神職にも士道的規律を求める態度には、いわゆる「草莽の国學」的発想とは異なる「武士的理念」が貫かれていることが、容易に見てとることができよう。

これと共に、『神国考』においては、法令格式による「法制度」の形成をもつて神職の綱紀肅清を図る、いわば法家の態度が顕著に見受けられるように思われる。治者・制度形成者としての重綾の法家の発想が、維新後のその「神祇官僚」としての実務を支えていた事情を、少なからず窺うことができるのではないだろうか。

従来、明治初年の神社改正・神職制度改正は、神社の「外側」から、いわば暴力的に強制された側面が強されてきた。しかし本書『神国考』の内容は、明治初年の神社改革が、実は幕末の指導的神職の間から、いわば内發的に要請されていった側面があることを示唆しているといえよう。

『神国考』に示された重綾の志向が、幕末の変動する政治過程において、また維新後における神祇行政への関与において、どのように展開し、どのように変容していくのかを跡付けることを、今後の研究課題としたい。

翻刻 門脇重綾遺稿 『神國考』

一、「神國考」原本は、鳥取県境港市、門脇幸夫氏所蔵。本翻刻は、門脇紀文氏のご厚意により提供していただき  
た『神國考』原本の複写に拠るものである。

一、翻字は、通行の字体を用いた。

一、適宜、改行を行い、句読点を付した。

—翻刻—

門脇重綾遺稿

『神國考』

夫、吾国を神國と称するは、自ら矜傲て名けたるには非ず。神功皇后三韓征伐の時、新羅国王か云、閏東有神國謂日本亦有聖王謂天皇必其国之神兵也、豈可挙兵以距と、日本紀に見へたる。是、外夷等、吾国を恐怖して神國と称す所以なり。其は、神武にして義気さかんに、廉恥の志篤き事、外夷とは格別なる事、神代よりの國風存固なる故に云り。

抑、此神武義氣廉恥備はる時は、人是を恐怖す。是を以て下民を馴す。此用意なき時は下民上を輕蔑す。これ末段に云、當世の急務なり。

此故に、天祖三種の神器を、皇孫に授たまふ中に草薙劍あり。是を以天下を馴するに神武の稟威を盛にして、皇化施たまふ所謂なり。それ、義氣重き時は廉恥熱く、廉恥篤き時は神武強盛也。此故に、廉恥は神武の体、義氣は神武の用にて、たどへは肉と骨との如し。

廉恥とは何ぞ。正直公廉にして道に恥るを云。是即、武の体にして身体の皮肉に似たり。若身を恥かしめ名を汚すに及ばず、身を殺して道に報へし。義氣とは何ぞ。士氣慷慨にして道に燃むを云。是即、武の用なり。身体の筋骨の如し。尚法を犯、令に反するものあらは、罪を正して道を清めまし。是皆神武の体用にして、上王公大人より下庶に至るまで、須臾も離るへからず。是をはなれざるを神國の人と云ひ、神孫の神孫たる所以なり。

然るに中葉以還、天下の大勢一変して、武人と云ひ武家と称するは、一種別の如くなせり。さる故は、掛まくも畏き万乘天子、神武の本を忘たまひ、武を斥し文を重したまふか故なり。されば、文官を公卿とし武官を廷尉と定めたまへるや、源平両家の武人、廷尉の浅職を以て、遂に天下の大権を掌握するに至る。是、かの神武にして、下民是を恐怖するかゆえなり。乱世より以還、天下の人民武人を見る時は龍虎の如く懼れ、公卿を見る時は蟻螂の如く軽すなり。

隆治より以来、文官の公卿、いささか威儀あるに似たりと云とも、其実は、天下に敵せざるか故に、世の武人は是を厭はず仮初に敬を加ふるのみなり。故に、当世の公家いはゆる戸位素餐にして、世終に、所謂雖天神のみ其靡敝一朝一夕に非す。

容易く恢復しかたしといへとも、廉恥義氣の靡滅せる事長大息に堪たり。此等の事無礼抗言にして一概の偏論なりといへとも、

一々当世公家風の悪弊を看過していへる事なり。

吾神職の徒、是に類すゆえ、世、終長袖と字せり。長袖の言もと僧徒の法服より出たり。それを以て大を量り上を以て下を測る事通款なり。

神国にして神職たるや其業寂輕ならず。其道尤大なり。いかにそ神武にして義氣廉恥の行ひなく、其職を保ち其道を守へけんや。

抑、神の神たる一端に説盡すべきに非ずといへとも、大国主命、譲國の期に暨て、幽事顯事はしめて途別なり。而して以還 皇孫普天率土の人民を御したまふ御政、是顯露事なり。幽事は是に対して天地の間、王道人事の及はざる處を助弼たまへる 天神地祇の事業なり。其幽事に仕ふるを以て神職とす。是我道の大本なり。されば身は顯露界に

在て業は幽冥に奉仕するものなり。職において軽からず。身に取て最慎むへし。

然るに、顯露の上わからずして、いかむそ幽神に仕ふる事をえん。故、顯露の表を訂さむ事は、其身を慎むへし。其身を慎まむ事は、義氣廉恥を重むし守るへし。

それ武とは、剣戦旋力のうへをいはむや。かのいはゆる義を重んし恥を黙止す。道を守る事健剛中正にして、柔弱頽墮ならざるを云。此頽墮を棄て、區別を執し、道を訂す事急務に在。其事何ぞや。

まつ神職の職たる、不淨を忌を以て先とす。然るに、自ら浮屠の邪宗を免るゝ事あたはす、穢しひも穢しき梵戒を授るは何事ぞ。終身浮屠の宗旨に屈し、不潔至極の身を以て 神明に仕ふる事、幽罰何そまのあたりならさらむ。此穢惡を増て近年仏宗を蹴散する輩多し。是、羨むへく、習ふべき事ならずや。

然るに、七八年前、たまたま英明の仁出て是を誘引するに、時の不幸に遇て、いまた事を遂ざるを以て、あるひは山師と罵り、或は売主と呼り。他人の為るに売主ならは、何そ自ら奮發して事を遂ざらん。

これら輩、或は不知文盲にして、職道の當否をしらす。あるひは狐疑にして吝嗇に流れ、自ら愚昧不識なるをいはす、先達発願の功勞を後言する事、切歎至極に堪たり。はやく愚は愚と悟て、英明の仁に就て仏宗を蹴散すへし。是、職道を正すの急務たり。是を惣緒にせるは、かの義氣廉恥なくして道に恐れざるかゆゑ也。是を悟りて奮發する、是、武の民たる所以なり。それ、規矩隼繩は、工匠の須臾も離へからざるものなり。此規矩に因らすしては、工術の妙手も施かたし。曲折屈器にして、用ゆへからす。物にして要をなさず。法令格律は、人民の須臾もはなるへからす。此法律に因らすしては、義氣廉恥も守かたし。柔弱頽墮人にして人にあらず。然るに、神職の徒、独此法律を正さず神武なりといへとも、却て偏皮を称せらる。

●法とは、神事の儀式職中の進展作法なり。今、此法みたりなるゆえに、諸社の祭祀斎場の行儀、肅然として敬神の威儀なく、神はまことに亡かことし。是、奉仕の人よりして其神を輕蔑せるなれば、愚民なむそ神威をおもふへき。

是、さながら道を汚して神は心なく虚飾の賤業となすものなり。それ神は、固り無礼悲法を稟たまはず在。まれ神も怒て其社を去たまふのみならず、幽罰其身に及ばむ事をおそるへし。

●令とは尊卑の等級行事の治定なり。未然を禁ずるの戒也。此令なきゆえに、大社の神主小社の祠官、区々として其別なし。是職中の大患なり。

それ位階昇進は官位相当輕からず。いかむそ微々たる糊口の祠官等、其位を保へけんや。

然るに、新立小社の祠官、社領家禄の所帶なくして、みたりに昇進を遂、五位の受領朝散大夫、あに乞兒にひとしかるへけむや。位を汚し官を穢す不智愚昧如此して、上下輕蔑侮謾せざる事をえむや。

直触の級、国法輕きに非す。然るに近來或は虚飾（冒）を言上し或は無能（無実）を愁訴し、賄賂を費し公儀をかすめ、自ら衿て是を理とせれとも、其令なきゆえに、下席の徒是を屑とも思はす。いよ／＼職中乖背して、仇敵の如く憎めは、奴僕の如く軽きあり。因茲、猥雜制すへからず。其席別なく鄙夫下素の業敵にひとし。

是何となれば、其分限に非すして其席に進むを惡むのゆゑなり。また賤陋愚昧甚しき輩に至ては、別触とか云席を望めり。是等は更に歯牙に掛るに及はずと云へとも、此列また近年続々たり。

禰宜祠官の徒、其列に至る時は、本職長官是を玩訴すといへとも、固有の令なきゆえに国裁いかむともしかたく、此分冠帽装束行裝器械の等級、猥雜至極にて更に見るに忍ひざるもの多し。

●格とは、時に臨て混乱ながらしむるの制なり。此格なきゆえに、神職の徒、大夫に遇するも士に対するも庶人に交るも通款とす。恥へきの第一なり。

平生すラスの如し。尚事に臨て、変難の事有と云へとも、格なき時は、例を推し規に因て正す事能はす。有志の者、同職として一時片刻半を掛て傍観すへからざるの変難往々に出来たれり。尤難儀とすへきは、奉社親族の仇敵、鄙夫下賤の無礼あるに遇ては、武人にあらされはとて、徒に刀剣を帶して其仇を報すましきや。はた帶刀の面目公然とし

て、討罰して可なるか。是等の裁断いかんとする。国裁もまたいかがあらむ。是汲々乎として止へからす。累卵よりも危かるへし(きものなり)。

●律とは、法令格式に乖たる罪をたたず懲罰なり。抑、神職の徒、此定格なき故に、大夫以下鄙夫に至るまで通款を以交る事、却つて高尚なりと思ひ、或は官位の族刑、罰加かたく、国政も施しかたしと喋々として衿る輩あり。嗚呼、愚の甚しき事いたれり。

まことや、猿は毛あるかゆゑに畜類なるを恥すして、人に毛なきを笑ふにひとし。

それ不潔とは何ぞ。死喪產生疾病姦淫厭虫をのみ、不潔と云むや。法令格式をたたさず道みたれ身汚れ、生存尚斯の如し。死に至てすら仏陀の大穢惡に犯さる、汚穢惡醜重置至極、如此にして、何とや穢惡を論せむ。

凡人たるもの、諸侯は論するに及ばず。大夫は大夫の綱紀あり。士は士列の綱紀在、徒兵は徒兵の綱紀在、農夫は農夫の綱紀在、僧徒は僧徒の綱紀在、婆塞は婆塞の綱紀在。瞽者は瞽者の綱紀在。工芸は工芸の綱紀在。神職の徒、ひとり此綱紀なし。故に頗墮柔弱の流れ生まれて、いまだ廉恥の心をしらす。死にいたるも、曾て義氣ある事なし。嗚呼、何そ神武の武ある事をえむや。此武なくして、なむそ道を守る事あたはむ。

道を守らすして、いかむそ業を保たむ。業を保たすして能身を治むる事かたし。故に神職の徒、蟻蟻の如く軽むせられ、乞盜の類に比せられる。是公家の武家におけると神職の世俗に於ると、其論一轍なり。

凡道あるもの、其道を学はざるはなし。神職の徒いまた学ぶといふことなし。たた学ぶ處は中臣禊一巻、奉社の神号其他は神樂祈禱をして道の因奥をおもふも、是らは職道の一端なり。

職道の大本は、上に所謂幽冥事にて、恐らくは天子の政道に対する大業なり。いかむそ学はすして道をえむ。道を琢かすして、其本明かなるへからす。此故に、数人の中、いまた其本源を究めたるものなし。適是を明らかめ、道を守らむ事、健剛ならむと欲さすとも、法律正しからざるか故に、如云の工芸規矩準拠繩を離れたるか如し。但し人

は性素に因事なれば、学才を得ざる者、強て学はむ事を責とも難かるへし。

斯有は、学不学、道を守らむ事の急務は、法令格式に在。是を施す時は人おのつから恐懼せざる事をえす。人恐懼する時は、直正しく神の神たる肅々たり。如此して神國の神國たるを加護すへし。神國にして神職の衰弱せること、吾國家の大厄、患難此事に在。

本稿を作成するに当たり、鳥取県境港市の門脇幸夫氏・文衛子氏、門脇紀文氏（日御崎神社宮司）より、懇篤なる御教示・御高配を賜りました。ここに衷心より感謝申し上げます。